

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年1月20日
【届出者の氏名又は名称】	パーカー・ハネフィン・ジャパン・ホールディングス合同会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区白金台三丁目2番10号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03 - 6408 - 3912
【事務連絡者氏名】	代表社員 パーカー・ハネフィン・ネザーランズ・ホールディングス・ツー・ピー・ヴィー 職務執行者 ジェフリー・クルマン 同 マイケル・ユン・チャン 同 神崎 敏彦
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	パーカー・ハネフィン・ジャパン・ホールディングス合同会社 (東京都港区白金台三丁目2番10号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、パーカー・ハネフィン・ジャパン・ホールディングス合同会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社T A I Y Oをいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株券等に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとし、
- (注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に則って行われますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。
- (注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとし、本公開買付けに関する書類の全部又は一部が英語により作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬がある場合には、日本語の書類が優先するものとし、本書に含まれる全ての財務諸表は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会社の財務諸表と同等のものではありません。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社T A I Y O

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を取得及び保有することを主たる目的として平成23年12月に設立され、本書提出日現在、ニューヨーク証券取引所上場企業である米国のオハイオ州法人であるパーカー・ハネフィン・コーポレーション（英語名：Parker-Hannifin Corporation、コード番号：PH、以下「パーカー」といいます。）がその子会社（以下パーカー及びその子会社を「パーカーグループ」と総称しますが、対象者及びその子会社は除きます。）を通じてその持分の全てを保有する合同会社です。パーカーは、本書提出日現在、対象者株式を30,107,000株（対象者が平成23年11月2日に提出した「第81期第1四半期報告書」に記載された平成23年9月20日現在の発行済株式総数（53,296,100株）から対象者が平成23年10月18日に公表した「平成24年6月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された対象者が平成23年9月20日現在保有する自己株式数（3,037株）を控除した株式数（53,293,063株）に対する割合（以下「所有割合」といい、小数点以下第三位を四捨五入するものとし、以下同じとします。）にして56.49%）（以下「パーカー保有分」といいます。）を保有し、対象者を連結子会社としております。この度、パーカーは、公開買付者を通じて、対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者の保有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を完全子会社化すること（以下「本完全子会社化」といいます。）を目的として本公開買付けを実施いたします。本公開買付けにおいては、41,700,032株（所有割合にして78.25%）を買付予定数の下限として設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。買付予定数の下限（41,700,032株）は、対象者が平成23年11月2日に提出した「第81期第1四半期報告書」に記載された平成23年9月20日現在の発行済株式総数（53,296,100株）から対象者が平成23年10月18日に公表した「平成24年6月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された対象者が平成23年9月20日現在保有する自己株式数（3,037株）及び本公開買付けに応募することに同意しているパーカー保有分（30,107,000株）を控除した株式数（23,186,063株）の過半数に相当する株式数にパーカー保有分を加えた株式数（41,700,032株（小数点以下四捨五入）、所有割合にして78.25%）に設定されております。

本公開買付けにあたり、パーカーは、公開買付者との間で、平成24年1月19日付で公開買付応募契約を締結し、パーカー保有分の全て（30,107,000株（所有割合にして56.49%））について本公開買付けに応募することを合意しております（当該応募について、充足される必要のある前提条件はありません。）。

なお、平成24年1月19日に対象者が公表した「支配株主であるパーカー・ハネフィン・コーポレーションの子会社による当社株式に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）から取得した株式価値算定書、アシャースト法律事務所・外国法共同事業及びはばたき綜合法律事務所から得た法的助言、パーカー及び公開買付者を含むパーカーグループと利害関係を有しない対象者の社外監査役による意見書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年1月19日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した全取締役の全員一致で決議したとのことです。なお、対象者の取締役のうち、取締役リチャード・ペルズ氏は、パーカーから出向しており、取締役近藤義法氏及び同ホー・イーフェイ氏は、それぞれパーカー又はパーカーの関係会社の役員を兼務しているため、利益相反回避の観点から、対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加していないとのことです。

また、取締役会の定足数を確実に満たすという観点から、取締役島田千佳代氏は、対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議に参加しておりますが、パーカーの関係会社の元従業員であるため、利益相反回避の観点から、対象者としては、念のため、かかる審議及び決議に先立ち、まずはリチャード・ペルズ氏、近藤義法氏及びホー・イーフェイ氏のほか島田千佳代氏を除く3名の取締役（河淵健司氏、橋本隆氏及び高井紀夫氏）により審議及び決議を行った上で、島田千佳代氏を含む4名の取締役により審議及び決議を行うという2段階の手続を経ているとのことです。その結果、いずれの審議及び決議においても、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を、審議及び決議に参加した全取締役の全員一致で決議したとのことです。

また、対象者の監査役のうち、監査役石川孝氏は、パーカーの関係会社の役員を兼任しているため、利益相反回避の観点から、本公開買付けに係る議案の審議には参加しておらず、かつ監査役石川孝氏を除く全監査役（中塚明久氏、馬目利昭氏及び高坂佳郁子氏）は、全員一致で対象者の取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

パーカーは、大正7年に米国オハイオ州（本社：クリーブランド）において設立された、モーション・コントロールのテクノロジー及びシステムにおいて世界トップシェアを誇るメーカーです。パーカーは、油圧機器、流体ホース継手、オートメーション機器、航空宇宙機器、フィルトレーション機器、環境機器、計装機器及びシール材の8つの世界規模の事業グループで構成されています。パーカーは、142の独立採算事業部門から構成され、340を超える拠点を有しています。現在、日本を含む47カ国でビジネスを展開しており、平成23年6月30日を期末とする会計年度には売上高123億ドル（約9,877億円（1ドル80円換算））を計上しました。パーカーは、長年に亘り強い財務実績と安定性を維持し、確固たる経営基盤を築きあげている企業として、その株主及び顧客に広く認識されており、お互いに支えあう企業文化を有し、顧客及び従業員から高い信頼を得ています。

パーカーは、現在、連結子会社である対象者と強固なビジネス関係を構築しております。対象者はパーカーのビジネス手法及びシステムの多くを採用しており、米国及び中国にある製造拠点の一部も共同利用しています。日本においても、パーカーは、販売子会社であるパーカー・ハネフィン日本株式会社といった、対象者と補完的な関係にある事業を有しています。

対象者は、大阪市において合名会社太陽鉄工所として昭和8年に設立されました。対象者は、紡績機械部品のメーカーから油圧機器、空気圧機器並びに自動車及び半導体関連の産業用機械のメーカーへと転換しています。平成5年、対象者は、戦略的成長を求め実施した投資の結果、過度の債務を抱え会社更生手続の適用を余儀なくされました。その後、無事に会社更生手続が終結し、現在では順調に事業を拡大しております。平成14年2月、パーカーと対象者は、資本業務提携を行い、パーカーは、対象者の40%の株式を保有する筆頭株主になりました。また、パーカーと対象者は、双方に有益な成長をもたらす共同マーケティングやリーン生産方式等の経営手法導入において協力を始め、平成19年6月には、対象者がパーカーの商標を無償で使用する権利を有する商標使用許諾契約を締結するとともに、海外においてパーカーの販売網を利用することにより、対象者製品を販売することを目的とした非独占での販売店及び代理店契約を締結しました。対象者は、平成20年3月に、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部への上場を果たし、パーカーは、所有割合にして56.49%を保有する株主になりました。対象者は、パーカーの連結子会社として、資本、業務の両面において友好的な関係を築いてまいりました。パーカーは、対象者の現在の経営陣のリーダーシップを信頼し、支持しています。

対象者は、油圧と電気のハイブリッド商品である「あつかんサーボ」について発電設備業界、工作機械業界、電池業界等で新たな用途が開発され採用される等、新たなマーケットの開拓を進めております。また、鉄道車両や昨今の省エネ時代にマッチしたハイブリッド商品等、成長が見込まれる分野への需要拡大を図っております。顧客企業のグローバル化への対応としては、中国上海市にある機器製造・販売子会社に続き、平成23年6月に自動車製造設備機械装置の製造・販売を担う子会社「太派機械(天津)有限公司」を中国天津市に設立しました。これにより、日本や韓国の現地出資自動車メーカーから強く要望されていた中国での現地生産及び保守への対応が可能となり、成熟した国内の自動車製造業界に加えて、将来的には中国の自動車メーカーとのビジネスへの参入も視野に入れ、事業の拡大を目指しております。また、同社の設立によって対象者自身の為替変動による収益変動を緩和する対策が講じられております。

しかしながら、対象者は、リーマンショック以降の金融危機を背景とした受注の一時的な激減に見舞われ、更に、長引く景気の低迷、為替の円高傾向の継続、原材料価格の高騰懸念の中、平成23年に発生した東日本大震災の影響等による先行きの不透明さも相俟って、今後も自動車関連設備・一般産業機械・工作機械・製鉄機械等の各需要分野の変動に大きく影響を受ける可能性があります。対象者においては、国内需要の変動に左右されない強固な事業体質の構築と顧客のグローバル化に対応した生産・販売体制を更に強化していくことが、今後持続的な成長を果たしていくためには急務となっております。

平成20年3月の上場当時と比べても大きく変動したこのような状況の中、パーカーと対象者は、平成23年10月中旬頃から対象者における喫緊の経営課題及び国内市場の今後の不透明さを踏まえ、両者の企業価値向上策について協議を重ねてまいりました。その結果、パーカーと対象者は、かかる経営環境の中で対象者がパーカーの完全子会社となることが、以下に記載する理由により、対象者の企業価値を極大化し、ひいては、パーカーグループ全体の企業価値を拡大するために最善であるとの結論に至り、公開買付者は、平成24年1月19日に、本公開買付けを実施することを決定しました。

パーカーは、対象者の技術力及び各種取組みを高く評価しており、本完全子会社化により戦略策定、組織構築及び製品の共同開発を含め一層のシナジー効果を追求できるものと考えております。一方、パーカーは、対象者が事業を拡大するために有益な多くの製品や販売網を有していますが、現在の資本関係では、対象者がこれらのものを十分に活用することには限界があります。本完全子会社化の結果、対象者は、パーカーグループの一員として、技術の相互活用、特にパーカーの技術力を活用した対象者の製品開発、製品・サービスの相互拡充といった、より緊密な協働関係を築くことが可能となります。パーカーの多岐に亘る製品群、グローバルベースでの経営及び販売インフラが、対象者のブランド力及び確固たる経営基盤と結びつくことによって、現在の資本構成においては両者単独では実現できないような大きな成長機会を生み出すことが可能となります。対象者との間で長期にわたる良好な関係を続けた結果、パーカーは、本完全子会社化を通じて対象者とより効率的な経営関係を構築し、両者の能力を十分に引き出すことにより、対象者及びパーカーグループの双方が更に売上高・収益を拡大することができると考えております。

また、対象者としまでも、持続的成長に向け、国内需要に左右されない強固な事業体質の構築とグローバル対応といった喫緊の課題に対応するためには、何ら制約を受けることなく、技術の相互活用、特にパーカーの技術力を活用した対象者の製品開発、製品・サービスの相互拡充、パーカーの海外販売網を含めたグローバル経営資源の活用を、抜本的に進めることが不可欠と考えており、加えて、本完全子会社化によって、経営基盤強化のための戦略的投資、重複投資の回避、原材料・部品等の共同調達の一層の推進等、更なるシナジーの実現が可能になると考えているとのことです。また、パーカーグループ各社との協働関係を本完全子会社化により更に深化させることで、長期的な視点に基づく柔軟な経営戦略の策定及び遂行並びにこれらを機動的かつ柔軟に実現するための迅速な意思決定が可能になると考えているとのことです。

パーカーは、対象者を独立した事業体として存続させ、T A I Y Oという名称を継続使用する意向です。これはパーカーのブランド戦略に沿うものであり、パーカーがこれまで行ってきた過去の多数の買収においても同様の方法が採用されております。パーカーは、対象者が公開企業として培ってきた、市場や対象者の従業員におけるT A I Y Oというブランドの価値と強みを理解しており、本完全子会社化後も、T A I Y Oブランドを継続的に使用する予定にしております。また、本完全子会社化後の経営体制及び従業員の雇用等につきましては当面現状を維持する予定にしておりますが、これらを含め、詳細につきましては今後対象者と協議し、シナジーを最大化する最適な方法を決定していく予定にしております。本完全子会社化後も、対象者の従業員は、パーカーというトップクラスの公開企業のグループの一員であり続けます。本完全子会社化は、対象者の従業員にとっても、パーカーのグローバルなプレゼンスと規模、強固な財務基盤及び日本国内外における実績と高い成長見込み等に鑑み、より安定した将来と多くの活躍の機会を提供するものと考えております。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

対象者は本書提出日現在において公開買付者の最終的な親会社であるパーカーの連結子会社であること並びにパーカーと対象者の人事及び業務上の継続的な関係を勘案し、公開買付者及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するために以下のような措置を講じております。

独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付けの公正性を担保することを目的として、本公開買付け価格を決定するにあたり、パーカー及び公開買付者を含むパーカーグループ並びに対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）に対し対象者株式の価値の算定を依頼し、平成24年1月18日にみずほ証券から提出された株式価値算定書を参考としております。なお、公開買付者は、みずほ証券から本公開買付けの公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。みずほ証券は、市場株価基準法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて対象者株式の価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価基準法	123円から139円
DCF法	228円から259円

市場株価基準法では、平成24年1月18日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の直近の終値（139円）、直近1ヶ月間の終値の単純平均値、直近3ヶ月間の終値の単純平均値及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値（それぞれ、125円、123円、129円。（小数点以下を四捨五入））を基に、対象者株式1株当たりの価値の範囲を123円から139円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの価値の範囲を228円から259円までと分析しております。

公開買付者は、みずほ証券から取得した株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成24年1月19日に本公開買付価格を1株当たり250円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格の1株当たり250円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成24年1月18日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値139円に対して79.9%（小数点以下第二位を四捨五入するものとし、以下本項の%の数値において同じとします。）、過去1ヶ月間（平成23年12月19日から平成24年1月18日まで）の終値の単純平均値125円（小数点以下を四捨五入するものとし、以下本項の%の数値において同じとします。）に対して100.0%、過去3ヶ月間（平成23年10月19日から平成24年1月18日まで）の終値の単純平均値123円に対して103.3%、過去6ヶ月間（平成23年7月19日から平成24年1月18日まで）の終値の単純平均値129円に対して93.8%のプレミアムをそれぞれ加えた額に相当します。また、本公開買付価格の1株当たり250円は、本書提出日の前営業日である平成24年1月19日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値135円に対して85.2%のプレミアムを加えた額に相当します。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、対象者並びにパーカー及び公開買付者を含むパーカーグループから独立した第三者算定機関としての財務アドバイザーである野村證券に対象者株式の価値の算定を依頼したとのことです。野村證券は、対象者株式について、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法による算定を行い、対象者は、平成24年1月19日に野村證券から株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

なお、野村證券による対象者株式の1株当たり株式価値の算定結果の概要は以下のとおりであるとのことです。

市場株価平均法	123円～140円
類似会社比較法	111円～272円
DCF法	244円～373円

市場株価平均法では、平成24年1月17日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値140円、直近1週間の終値の平均値128円、直近1ヶ月間の終値の平均値124円、直近3ヶ月間の終値の平均値123円及び直近6ヶ月間の終値の平均値129円をもとに、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を123円から140円までと分析しているとのことです。

次に、類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を111円から272円までと分析しているとのことです。

最後に、DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を244円から273円までと分析しているとのことです。なお、DCF法において前提とした対象者の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでいないとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、対象者並びにパーカー及び公開買付者を含むパーカーグループから独立したリーガルアドバイザーとしてアシャースト法律事務所・外国法共同事業及びはばたき綜合法律事務所を選任し、本公開買付けに関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けたとのことです。

支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、対象者の支配株主であるパーカー及び公開買付者を含むパーカーグループと利害関係のない対象者の社外監査役である（東京証券取引所に独立役員として届出している）馬目利昭氏及び高坂佳郁子氏に対し、本完全子会社化に係る対象者による決定が対象者の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問したとのことです。

馬目利昭氏及び高坂佳郁子氏は、上記諮問事項について対象者から本完全子会社化に係る公開買付者の提案内容について説明を受け、検討の結果、平成24年1月19日に対象者に対し、(a)本完全子会社化は、対象者とパーカーがより効率的な経営関係を構築することにより、持続的成長に向け、国内需要に左右されない強固な事業体質の構築とグローバル対応といった喫緊の課題に対応し、何ら制約を受けることなく、技術の相互活用、特にパーカーの技術力を活用した対象者の製品開発、製品・サービスの相互拡充、パーカーのグローバル経営資源の活用を、抜本的に進めることに加えて、経営基盤強化のための戦略的投資、重複投資の回避、原材料・部品等の共同調達の一層の推進等、更なるシナジーの実現を目的とするものであって、対象者の企業価値向上に資するものであり、(b)「(3)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」に記載の各措置が講じられる等、本完全子会社化に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c)そのような公正な手続を経て本完全子会社化に係る対象者による決定が行われており少数株主の利益への合理的な配慮がなされている等の理由から、本完全子会社化に関する対象者の決定は対象者の少数株主にとって不利益なものでないと判断する旨を内容とする意見書を提出したとのことです。

利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、野村證券から取得した株式価値算定書、アシャースト法律事務所・外国法共同事業及びはばたき綜合法律事務所から得た法的助言、パーカー及び公開買付者を含むパーカーグループと利害関係を有しない対象者の社外監査役による意見書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年1月19日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した全取締役の全員一致で決議したとのことです。なお、対象者の取締役のうち、取締役リチャード・ベルズ氏は、パーカーから出向しており、取締役近藤義法氏及び同ホー・イーフェイ氏は、それぞれパーカー又はパーカーの関係会社の役員を兼務しているため、利益相反回避の観点から、対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加していないとのことです。

また、取締役会の定足数を確実に満たすという観点から、取締役島田千佳代氏は、対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議に参加しておりますが、パーカーの関係会社の元従業員であるため、利益相反回避の観点から、対象者としては、念のため、かかる審議及び決議に先立ち、まずはリチャード・ベルズ氏、近藤義法氏及びホー・イーフェイ氏のほか島田千佳代氏を除く3名の取締役（河淵健司氏、橋本隆氏及び高井紀夫氏）により審議及び決議を行った上で、島田千佳代氏を含む4名の取締役により審議及び決議を行うという2段階の手続を経ているとのことです。その結果、いずれの審議及び決議においても、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を、審議及び決議に参加した全取締役の全員一致で決議したとのことです。

また、対象者の監査役のうち、監査役石川孝氏は、パーカーの関係会社の役員を兼任しているため、利益相反回避の観点から、本公開買付けに係る議案の審議には参加しておらず、かつ監査役石川孝氏を除く全監査役（中塚明久氏、馬目利昭氏及び高坂佳郁子氏）は、全員一致で対象者の取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、32営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性をも担保しております。また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っており、上記公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保にも配慮しております。

買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限（41,700,032株）を設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。買付予定数の下限（41,700,032株）は、対象者が平成23年11月2日に提出した「第81期第1四半期報告書」に記載された平成23年9月20日現在の発行済株式総数（53,296,100株）から対象者が平成23年10月18日に公表した「平成24年6月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された対象者が平成23年9月20日現在保有する自己株式数（3,037株）及び本公開買付けに応募することに同意しているパーカー保有分（30,107,000株）を控除した株式数（23,186,063株）の過半数に相当する株式数にパーカー保有分を加えた株式数（41,700,032株（小数点以下四捨五入）、所有割合にして78.25%）に設定されております。このように、公開買付者はパーカー保有分を除く株主の皆様から株式数にして過半数の賛同を得られない場合には本公開買付けが成立しないものとし、対象者の少数株主の皆様のご意思を重視しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を完全子会社化する予定であり、本公開買付け及びその後の一連の手続により、対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得する予定です。

本公開買付けにより、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を所有することになるよう一連の手続を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、平成24年6月中を目処に本完全子会社化の手続を完了させるよう、対象者を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）の規定する種類株式発行会社に変更することを内容とする定款の一部変更を行うこと、対象者株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び当該全部取得条項が付された対象者株式の全て（対象者の保有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類の対象者の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを対象者に要請する予定です。

また、本臨時株主総会において上記のご承認をいただき、上記に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることとなる対象者株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、対象者に対し、上記の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会を本臨時株主総会の開催日と同日に開催することも要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において、上記各議案に賛成する予定です。

上記本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催につきましては、平成24年5月頃を目処とすることになりますが、その具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表するよう対象者に要請する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者株式は全部取得条項付の株式とされた上で、全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）対象者に取得されることとなり、対象者の株主の皆様には当該取得の対価として別個の種類の対象者の株式が交付されることとなりますが、対象者の株主の皆様のうち、交付されるべき当該別個の種類の対象者の株式の数に1株に満たない端数がある株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合は当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類の対象者の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者の株式の売却価格（及びその結果株主の皆様が交付されることになる金銭の額）については、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を保有することとなり、公開買付者以外の対象者の株主の皆様で本公開買付けに応募されなかった株主の皆様に対して交付しなければならない株式の数が1株に満たない端数となるように決定する予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(イ)上記の対象者株式に全部取得条項を付すことを内容とする定款の一部変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ロ)上記の全部取得条項が付された対象者株式の全部の取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は裁判所に対して当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(イ)又は(ロ)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

公開買付者は、上記各手続に関して、本公開買付け後の公開買付者の対象者株式の保有状況、公開買付者以外の対象者の株主の皆様を対象者株式の保有状況、又は関連法令についての当局の解釈の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法の実施を対象者に要請し、また当該実施の要請に時間を要する可能性があります。ただし、その場合でも、公開買付者は、公開買付者以外の対象者の株主の皆様に対して最終的に金銭を交付する方法により、対象者を完全子会社とすることを予定しております。この場合に対象者の株主の皆様が交付される金銭の額についても、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

公開買付者は、上記の各手続の実行後に、対象者との間で合併等の組織再編を行う可能性があります。現時点ではその詳細は未定です。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に従って、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の手続を実施することとなった場合には、株券上場廃止基準に該当し、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。また、前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の手続が実施される場合、全部取得条項が付された対象者株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の対象者の株式の上場申請は行われたい予定です。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付けにあたり、パーカーは公開買付者との間で、平成24年1月19日付で公開買付応募契約を締結し、パーカー保有分の全て（30,107,000株（所有割合にして56.49%））について本公開買付けに応募することについて合意しております（当該応募について、充足される必要のある前提条件はありません。）。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成24年1月20日(金曜日)から平成24年3月5日(月曜日)まで(32営業日)
公告日	平成24年1月20日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載しております。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき金250円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券()	
株券等預託証券()	
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するにあたり、パーカー及び公開買付者を含むパーカーグループ並びに対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に対し対象者株式の価値の算定を依頼し、平成24年1月18日にみずほ証券から提出された株式価値算定書を参考としております。なお、公開買付者は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。みずほ証券は、市場株価基準法及びDCF法を用いて対象者株式の価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>市場株価基準法 123円から139円 DCF法 228円から259円</p> <p>市場株価基準法では、平成24年1月18日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の直近の終値(139円)、直近1ヶ月間の終値の単純平均値、直近3ヶ月間の終値の単純平均値及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値(それぞれ、125円、123円、129円。(小数点以下を四捨五入))を基に、対象者株式1株当たりの価値の範囲を123円から139円までと分析しております。</p> <p>DCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの価値の範囲を228円から259円までと分析しております。</p>

	<p>公開買付者は、みずほ証券から取得した株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成24年1月19日に本公開買付価格を1株当たり250円と決定いたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格の1株当たり250円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成24年1月18日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値139円に対して79.9%（小数点以下第二位を四捨五入するものとし、以下本項の%の数値において同じとします。）、過去1ヶ月間（平成23年12月19日から平成24年1月18日まで）の終値の単純平均値125円（小数点以下を四捨五入するものとし、以下本項の円の数値において同じとします。）に対して100.0%、過去3ヶ月間（平成23年10月19日から平成24年1月18日まで）の終値の単純平均値123円に対して103.3%、過去6ヶ月間（平成23年7月19日から平成24年1月18日まで）の終値の単純平均値129円に対して93.8%のプレミアムをそれぞれ加えた額に相当します。また、本公開買付価格の1株当たり250円は、本書提出日の前営業日である平成24年1月19日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値135円に対して85.2%のプレミアムを加えた額に相当します。</p>
算定の経緯	<p>（買付価格の決定に至る経緯）</p> <p>対象者は、リーマンショック以降の金融危機を背景とした受注の一時的な激減に見舞われ、更に、長引く景気の低迷、為替の円高傾向の継続、原材料価格の高騰懸念の中、平成23年に発生した東日本大震災の影響等による先行きの不透明さも相俟って、今後も自動車関連設備・一般産業機械・工作機械・製鉄機械等の各需要分野の変動に大きく影響を受ける可能性があります。対象者においては、国内需要の変動に左右されない強固な事業体質の構築と顧客のグローバル化に対応した生産・販売体制を更に強化していくことが、今後持続的な成長を果たしていくためには急務となっております。</p> <p>平成20年3月の上場当時と比べても大きく変動したこのような状況の中、パーカーと対象者は、平成23年10月中旬頃から対象者における喫緊の経営課題及び国内市場の今後の不透明さを踏まえ、両者の企業価値向上策について協議を重ねてまいりました。その結果、パーカーと対象者は、かかる経営環境の中で対象者がパーカーの完全子会社となることが、対象者の企業価値を極大化し、ひいては、パーカーグループ全体の企業価値を拡大するために最善であるとの結論に至り、公開買付者は、平成24年1月19日に、本公開買付けを実施することを決定しました。</p> <p>（買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置）</p> <p>対象者は本書提出日現在において公開買付者の最終的な親会社であるパーカーの連結子会社であること並びにパーカーと対象者の人事及び業務上の継続的な関係を勘案し、公開買付者及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するために以下のような措置を講じております。</p>

独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するにあたり、パーカー及び公開買付者を含むパーカーグループ並びに対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に対し対象者株式の価値の算定を依頼し、平成24年1月18日にみずほ証券から提出された株式価値算定書を参考としております。なお、公開買付者は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。みずほ証券は、市場株価基準法及びDCF法を用いて対象者株式の価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価基準法	123円から139円
DCF法	228円から259円

市場株価基準法では、平成24年1月18日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の直近の終値（139円）、直近1ヶ月間の終値の単純平均値、直近3ヶ月間の終値の単純平均値及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値（それぞれ、125円、123円、129円。（小数点以下を四捨五入））を基に、対象者株式1株当たりの価値の範囲を123円から139円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの価値の範囲を228円から259円までと分析しております。

公開買付者は、みずほ証券から取得した株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成24年1月19日に本公開買付価格を1株当たり250円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格の1株当たり250円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成24年1月18日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値139円に対して79.9%（小数点以下第二位を四捨五入するものとし、以下本項の%の数値において同じとします。）、過去1ヶ月間（平成23年12月19日から平成24年1月18日まで）の終値の単純平均値125円（小数点以下を四捨五入するものとし、以下本項の%の数値において同じとします。）に対して100.0%、過去3ヶ月間（平成23年10月19日から平成24年1月18日まで）の終値の単純平均値123円に対して103.3%、過去6ヶ月間（平成23年7月19日から平成24年1月18日まで）の終値の単純平均値129円に対して93.8%のプレミアムをそれぞれ加えた額に相当します。また、本公開買付価格の1株当たり250円は、本書提出日の前営業日である平成24年1月19日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値135円に対して85.2%のプレミアムを加えた額に相当します。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、対象者並びにパーカー及び公開買付者を含むパーカーグループから独立した第三者算定機関としての財務アドバイザーである野村證券に対象者株式の価値の算定を依頼したとのことです。野村證券は、対象者株式について、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法による算定を行い、対象者は、平成24年1月19日に野村證券から株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

なお、野村証券による対象者株式の1株当たり株式価値の算定結果の概要は以下のとおりであるとのことです。

市場株価平均法	123円～140円
類似会社比較法	111円～272円
D C F 法	244円～373円

市場株価平均法では、平成24年1月17日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値140円、直近1週間の終値の平均値128円、直近1ヶ月間の終値の平均値124円、直近3ヶ月間の終値の平均値123円及び直近6ヶ月間の終値の平均値129円をもとに、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を123円から140円までと分析しているとのことです。

次に、類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を111円から272円までと分析しているとのことです。

最後に、D C F 法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を244円から373円までと分析しているとのことです。なお、D C F 法において前提とした対象者の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでいないとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、対象者並びにパーカー及び公開買付者を含むパーカーグループから独立したリーガルアドバイザーとしてアシャースト法律事務所・外国法共同事業及びはばたき総合法律事務所を選任し、本公開買付けに関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けたとのことです。

支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、対象者の支配株主であるパーカー及び公開買付者を含むパーカーグループと利害関係のない対象者の社外監査役である（東京証券取引所に独立役員として届出している）馬目利昭氏及び高坂佳郁子氏に対し、本完全子会社化に係る対象者による決定が対象者の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問したとのことです。

馬目利昭氏及び高坂佳郁子氏は、上記諮問事項について対象者から本完全子会社化に係る公開買付者の提案内容について説明を受け、検討の結果、平成24年1月19日に対象者に対し、(a)本完全子会社化は、対象者とパーカーがより効率的な経営関係を構築することにより、持続的成長に向け、国内需要に左右されない強固な事業体質の構築とグローバル対応といった喫緊の課題に対応し、何ら制約を受けることなく、技術の相互活用、特にパーカーの技術力を活用した対象者の製品開発、製品・サービスの相互拡充、パーカーのグローバル経営資源の活用を、抜本的に進めることに加えて、経営基盤強化のための戦略的投資、重複投資の回避、原材料・部品等の共同調達の一層の推進等、更なるシナジーの実現を目的とするものであって、対象者の企業価値向上に資するものであり、(b)「買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置が講じられる等、本完全子会社化に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c)そのような公正な手続を経て本完全子会社化に係る対象者による決定が行われており少数株主の利益への合理的な配慮がなされている等の理由から、本完全子会社化に関する対象者の決定は対象者の少数株主にとって不利益なものでない判断する旨を内容とする意見書を提出したとのことです。

利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、野村證券から取得した株式価値算定書、アシャースト法律事務所・外国法共同事業及びはばたき総合法律事務所から得た法的助言、パーカー及び公開買付者を含むパーカーグループと利害関係を有しない対象者の社外監査役による意見書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年1月19日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した全取締役の全員一致で決議したとのことです。なお、対象者の取締役のうち、取締役リチャード・ペルズ氏は、パーカーから出向しており、取締役近藤義法氏及び同ホー・イーフェイ氏は、それぞれパーカー又はパーカーの関係会社の役員を兼務しているため、利益相反回避の観点から、対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加していないとのことです。

また、取締役会の定足数を確実に満たすという観点から、取締役島田千佳代氏は、対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議に参加しておりますが、パーカーの関係会社の元従業員であるため、利益相反回避の観点から、対象者としては、念のため、かかる審議及び決議に先立ち、まずはリチャード・ペルズ氏、近藤義法氏及びホー・イーフェイ氏のほか島田千佳代氏を除く3名の取締役（河淵健司氏、橋本隆氏及び高井紀夫氏）により審議及び決議を行った上で、島田千佳代氏を含む4名の取締役により審議及び決議を行うという2段階の手続を経ているとのことです。その結果、いずれの審議及び決議においても、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を、審議及び決議に参加した全取締役の全員一致で決議したとのことです。

	<p>また、対象者の監査役のうち、監査役石川孝氏は、パーカーの関係会社の役員を兼任しているため、利益相反回避の観点から、本公開買付けに係る議案の審議には参加しておらず、かつ監査役石川孝氏を除く全監査役（中塚明久氏、馬目利昭氏及び高坂住郁子氏）は、全員一致で対象者の取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。</p> <p>他の買付者からの買付機会を確保するための措置</p> <p>公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、32営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性をも担保しております。また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っておらず、上記公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保にも配慮しております。</p> <p>買付予定数の下限の設定</p> <p>公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限（41,700,032株）を設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。買付予定数の下限（41,700,032株）は、対象者が平成23年11月2日に提出した「第81期第1四半期報告書」に記載された平成23年9月20日現在の発行済株式総数（53,296,100株）から対象者が平成23年10月18日に公表した「平成24年6月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された対象者が平成23年9月20日現在保有する自己株式数（3,037株）及び本公開買付けに応募することに同意しているパーカー保有分（30,107,000株）を控除した株式数（23,186,063株）の過半数に相当する株式数にパーカー保有分を加えた株式数（41,700,032株（小数点以下四捨五入）、所有割合にして78.25%）に設定されております。このように、公開買付者はパーカー保有分を除く株主の皆様から株式数にして過半数の賛同を得られない場合には本公開買付けが成立しないものとし、対象者の少数株主の皆様を重視しております。</p>
--	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
53,293,063（株）	41,700,032（株）	（株）

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（41,700,032株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（41,700,032株）以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。買付予定数の下限（41,700,032株）は、対象者が平成23年11月2日に提出した「第81期第1四半期報告書」に記載された平成23年9月20日現在の発行済株式総数（53,296,100株）から、対象者が平成23年10月18日に公表した「平成24年6月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された対象者が平成23年9月20日現在保有する自己株式数（3,037株）及び本公開買付けに応募することに同意しているパーカー保有分（30,107,000株）を控除した株式数（23,186,063株）の過半数に相当する数にパーカー保有分を加えた株式数（41,700,032株（小数点以下四捨五入）、所有割合にして78.25%）に設定されております。

(注2) 「買付予定数」は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成23年11月2日に提出した「第81期第1四半期報告書」に記載された平成23年9月20日現在の発行済株式総数（53,296,100株）から、対象者が平成23年10月18日に公表した「平成24年6月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された対象者が平成23年9月20日現在保有する自己株式数（3,037株）を控除した株式数（53,293,063株）となります。

- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は、法令の手續に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	53,293
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年1月20日現在)(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年1月20日現在)(個)(g)	30,107
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成23年9月20日現在)(個)(j)	53,271
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合((a)/(j)) (%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100) (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(53,293,063株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年1月20日現在)(個)(g)」は、特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

ただし、特別関係者の所有株券等についても本公開買付けの対象としていることから、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(g)」は分子に加算していません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成23年9月20日現在)(個)(j)」は、対象者が平成23年11月2日に提出した「第81期第1四半期報告書」に記載された平成23年9月20日現在の総株主等の議決権の数です。

ただし、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記第1四半期報告書に記載された平成23年9月20日現在の発行済株式総数(53,296,100株)から、対象者が平成23年10月18日に公表した「平成24年6月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された対象者が平成23年9月20日現在保有する自己株式数(3,037株)を控除した株式数(53,293,063株)に係る議決権の数(53,293個)を「対象者の総株主等の議決権の数(j)」として計算しています。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含み、以下「外為法」といいます。）第27条第1項

公開買付者は、本公開買付けの開始以降、速やかに、外為法第27条第1項に従い日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行います。当該届出の受理後、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまで、30日の待機期間が必要です。当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として、待機期間が5ヶ月まで延長されることがあります。

公開買付者は、上記の待機期間について期間の延長がされた場合には、本公開買付けを撤回することがあります。

(3)【許可等の日付及び番号】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

本公開買付けに応募する際には、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。

本公開買付けに係る応募の受付けにあたっては、本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付けは行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の株主名簿管理人（住友信託銀行株式会社）の特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することは出来ません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は株主名簿管理人の特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。（注1）

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注2）が必要になります。

上記の応募株券等の振替手続及び上記の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

応募の受付けに際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

- (注1) 対象者指定の株主名簿管理人の特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続について
- 対象者指定の株主名簿管理人の特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続を公開買付代理人経由で行う場合は、当該株主名簿管理人に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は当該株主名簿管理人にお問合せください。
- (注2) 本人確認書類について
- 公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類が必要となります。本人確認書類等の詳細については、公開買付代理人へお問合せください。
- 個人・・・・・・・・住民票の写し(6ヶ月以内に作成されたもの)、健康保険証、運転免許証等(氏名、住所、生年月日全てを確認できるもの)。
 - 法人・・・・・・・・登記事項証明書、官公庁から発行された書類等(6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの)。
法人自体の本人確認に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認が必要となります。
 - 外国人株主・・・常任代理人に係る上記本人確認書類及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の住所地の記載のあるものに限ります。)の写し並びに常任代理人が金融機関以外の場合には、日本国政府の承認した外国政府若しくは権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。
- (注3) 日本の居住者の株式等の譲渡所得に関する申告分離課税について(個人株主の場合)
- 日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士などの専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時まで、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時まで、公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
(その他みずほ証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2)契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「10 決済の方法」の「(4)株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	13,323,265,750
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	45,000,000
その他(c)	3,000,000
合計(a)+(b)+(c)	13,371,265,750

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(53,293,063株)に、本公開買付価格(250円)を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(c)」欄には本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
計(a)	

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
	計			

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計			

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
持株会社	パーカー・ハネフィン・ネザールズ・ホールディングス・ツー・ビー・ヴィー	買付け等に要する資金の一部の借入	10,500,000
計(c)			10,500,000

(注1) 借入の具体的な時期、方法、利率等の詳細については、別途協議の上定めるものとします。

(注2) 公開買付者は、資金の調達に関して以下の(1)から(10)までに記載のとおり資力の確認を行なっております。

- (1) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、パーカー・ハネフィン・ネザールズ・ホールディングス・ツー・ビー・ヴィー (Parker Hannifin Netherlands Holdings 2 B.V.) から、10,500,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。なお、署名者が2名いる場合の証明書の作成に関しては、証明書の正本を2通作成の上、各署名者がそれぞれ正本1通に署名しておりますが、これらの正本2通をもって有効な証明書が一部作成されていることとなります。
- (2) パーカー・ハネフィン・ネザールズ・ホールディングス・ツー・ビー・ヴィー (Parker Hannifin Netherlands Holdings 2 B.V.) は、(a)パーカー・ハネフィン・ネザールズ・ホールディングス・ビー・ヴィー (Parker Hannifin Netherlands Holdings B.V.) 及び(b)パーカー・ハネフィン・カルテラ・インダストリアル・エス・エル、トレホン・デ・オールドス (エスパーニャ), サクルサ・デ・カルージュ (Parker Hannifin Cartera Industrial, S.L., Torrejon de Ordoz (Espagne), succursale de Carouge) から上記融資及び下記「その他資金調達方法」記載の出資のために使用する金額をそれぞれ調達する予定であり、(a)パーカー・ハネフィン・ネザールズ・ホールディングス・ビー・ヴィー (Parker Hannifin Netherlands Holdings B.V.) から90,316,000ユーロ (8,844,645,880円相当額。ただし、平成24年1月18日現在の株式会社みずほ銀行が発表した東京外国為替市場における対顧客電信売買相場仲値である1ユーロ=97.93円の換算率を使用した場合。)を限度として出資を行う用意がある旨の証明書及び(b)パーカー・ハネフィン・カルテラ・インダストリアル・エス・エル、トレホン・デ・オールドス (エスパーニャ), サクルサ・デ・カルージュ (Parker Hannifin Cartera Industrial, S.L., Torrejon de Ordoz (Espagne), succursale de Carouge) から、69,564,000ユーロ (6,812,402,520円相当額。ただし、平成24年1月18日現在の株式会社みずほ銀行が発表した東京外国為替市場における対顧客電信売買相場仲値である1ユーロ=97.93円の換算率を使用した場合。)を限度として融資を行う用意がある旨の証明書をそれぞれ取得しております。

- (3) パーカー・ハネフィン・ネザーランズ・ホールディングス・ビー・ヴィー (Parker Hannifin Netherlands Holdings B. V.) (上記(2)の(a))は、パーカー・ハネフィン・グローバル・キャピタル・マネジメント (Parker Hannifin Global Capital Management) から上記出資のために使用する金額を調達する予定であり、同社から90,316,000ユーロを限度として出資及び融資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。また、パーカー・ハネフィン・カルテラ・インダストリアル・エス・エル,トレホン・デ・オルドス (エスパニーヤ), サクルサ・デ・カルージュ (Parker Hannifin Cartera Industrial, S.L., Torrejon de Ordoz (Espagne), succursale de Carouge) (上記(2)の(b))は、パーカー・ハネフィン・グローバル・キャピタル・マネジメント (Parker Hannifin Global Capital Management) から上記融資のために使用する金額を調達する予定であり、同社から69,564,000ユーロを限度として、パーカー・ハネフィン・カルテラ・インダストリアル・エス・エル,トレホン・デ・オルドス (エスパニーヤ), サクルサ・デ・カルージュ (Parker Hannifin Cartera Industrial, S.L., Torrejon de Ordoz (Espagne), succursale de Carouge) からの借入金を弁済する旨の証明書及び当該借入金の残高証明書を取得しております。
- (4) パーカー・ハネフィン・グローバル・キャピタル・マネジメント (Parker Hannifin Global Capital Management) は、(a)パーカー・ハネフィン・バミューダ・ルクセンブルグ・エス・シー・エス (Parker Hannifin Bermuda Luxembourg SCS) 及び(b)パーカーから上記出資及び融資並びに借入金の弁済のために使用する金額を調達する予定であり、(a)パーカー・ハネフィン・バミューダ・ルクセンブルグ・エス・シー・エス (Parker Hannifin Bermuda Luxembourg SCS) から90,316,000ユーロを限度として融資を行う用意がある旨の証明書及び(b)パーカーから米ドル建てで69,564,000ユーロ相当額を限度として、パーカー・ハネフィン・グローバル・キャピタル・マネジメント (Parker Hannifin Global Capital Management) からの借入金を弁済する旨の証明書及び当該借入金の残高証明書を取得しております。
- (5) パーカー・ハネフィン・バミューダ・ルクセンブルグ・エス・シー・エス (Parker Hannifin Bermuda Luxembourg SCS) (上記(4)の(a))は、パーカー・ハネフィン・(ジブラルタル)・プロパティーズ・リミテッド (Parker Hannifin (Gibraltar) Properties Ltd) から上記融資のために使用する金額を調達する予定であり、同社から90,316,000ユーロを限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。
- (6) パーカー・ハネフィン・(ジブラルタル)・プロパティーズ・リミテッド (Parker Hannifin (Gibraltar) Properties Ltd) は、パーカー・ハネフィン・(バミューダ)・リミテッド (Parker Hannifin (Bermuda) Ltd) から、上記出資のために使用する金額を調達する予定であり、同社から90,316,000ユーロを限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。
- (7) パーカー・ハネフィン・(バミューダ)・リミテッド (Parker Hannifin (Bermuda) Ltd) は、パーカー・ハネフィン・(ジブラルタル)・ホールディング・リミテッド (Parker Hannifin (Gibraltar) Holding Ltd) から、上記出資のために使用する金額を調達する予定であり、同社から90,316,000ユーロを限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。
- (8) パーカー・ハネフィン・(ジブラルタル)・ホールディング・リミテッド (Parker Hannifin (Gibraltar) Holding Ltd) は、パーカー・ハネフィン・インターナショナル・コーポレーション (Parker-Hannifin International Corp.) から、上記出資のために使用する金額を調達する予定であり、同社から90,316,000ユーロを限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。
- (9) パーカー・ハネフィン・インターナショナル・コーポレーション (Parker-Hannifin International Corp.) は、パーカーから、上記出資のために使用する金額を調達する予定であり、同社から米ドル建てで90,316,000ユーロ相当額を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。
- (10) なお、公開買付者は、平成23年6月30日を会計年度末とするパーカーの財務諸表及びキー・バンク (Key Bank) が、パーカーに対して、300,000,000米ドル (1米ドル0.75ユーロ換算の場合、225,000,000ユーロ相当額) を限度として融資を行う用意がある旨の証明書によりパーカーが上記(4)の借入金の弁済及び上記(9)の出資を行う資力が十分であることを確認しております。

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
パーカー・ハネフィン・ネザーランズ・ホールディングス・ツー・ビー・ヴィーによる出資	3,500,000
計(d)	3,500,000

(注) 公開買付者は、上記金額の資金の裏付けとして、パーカー・ハネフィン・ネザーランズ・ホールディングス・ツー・ビー・ヴィー (Parker Hannifin Netherlands Holdings 2 B.V.) から、3,500,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。なお、公開買付者は、パーカー・ハネフィン・ネザーランズ・ホールディングス・ツー・ビー・ヴィー (Parker Hannifin Netherlands Holdings 2 B.V.) が上記出資を行う資力が十分であることについては、上記「届出日以後に借入れを予定している資金」の口「金融機関以外」の(注2)に記載したところにより確認しております。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

14,000,000千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(2) 【決済の開始日】

平成24年3月9日(金曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1)法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（41,700,032株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（41,700,032株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びブないしソ、第3号イないしチ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項として、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに前記「10 決済の方法」の「(4)株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合は、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

平成23年12月14日、本店所在地を東京都港区白金台三丁目2番10号とし、資本金の額を50,000円とする合同会社として設立。

【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

- (イ)株式保有による事業活動の支配管理
- (ロ)前号に付帯関連する一切の業務

事業の内容

公開買付者は、対象者株式を取得及び保有し、本公開買付け終了後に対象者の事業を支配し、管理することを主たる事業の内容としています。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成24年1月20日現在

資本金の額（円）	発行済株式の総数（株）
50,000	

(注) 公開買付者は、本公開買付けの決済の開始日までに、上記「第1 公開買付要項」「8 買付け等に要する資金」「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」「その他資金調達方法」に記載のとおり、パーカー・ハネフィン・ネザーランズ・ホールディングス・ツー・ビー・ヴィーから、3,500,000千円を限度として出資を受ける予定です。

【大株主】

平成24年1月20日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数に対する所有株式の数の割合 (%)
パーカー・ハネフィン・ネザーランズ・ホールディングス・ツー・ビー・ヴィー	オランダ王国エイ・ティー・オルデンザール7575、エディソンストリート		
計			

(注1) 公開買付者は合同会社ですが、社員は上記1社のみであり、その持分割合は100.00%です。

(注2) 公開買付者は、本公開買付けの決済の開始日までに、上記「第1 公開買付要項」「8 買付け等に要する資金」「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」「その他資金調達方法」に記載のとおり、パーカー・ハネフィン・ネザーランズ・ホールディングス・ツー・ビー・ヴィーから、3,500,000千円を限度として出資を受ける予定です。

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成24年1月20日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
職務執行者		ジェフリー・ クランマン (Jeffery Cullman)	昭和30年2月1日	昭和53年8月 平成10年7月	パーカー入社 同社オートメー ショングループ ディビジョン・ ジェネラル・マネ ジャー	
				平成12年7月	同社油圧グループ 営業・マーケティ ング担当ヴァイス プレジデント	
				平成15年7月	同社シールグルー プ オペレーション担 当ヴァイスプレジ デント	
				平成17年1月	同社油圧グループ オペレーション担 当ヴァイスプレジ デント	
				平成18年7月	同社ヴァイスプレ ジデント兼油圧グ ループ・プレジデ ント(現任)	
				平成23年12月	公開買付者職務執 行者(現任)	
職務執行者		マイケル・ユ ン・チャン (Michael Yoon Chung)	昭和38年3月31日	昭和61年6月 平成15年4月	パーカー入社 同社韓国事業カン トリー・マネージ ング・ディレク ター	
				平成17年1月	同社油圧グループ オペレーション担 当ヴァイスプレジ デント	
				平成20年4月	同社アジア太平洋 グループ・プレジ デント(現任)	
				平成23年12月	公開買付者職務執 行者(現任)	

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
職務執行者		神崎 敏彦	昭和34年7月22日	昭和57年4月 平成12年1月 平成15年4月 平成17年4月 平成22年6月 平成23年7月 平成23年12月	千代田化工建設株式会社入社 フォルクスワーゲングループジャパン株式会社 人事総務部副ジェネラル・マネジャー アウディジャパン株式会社 営業部副ジェネラル・マネジャー 万有製薬株式会社 人事室長 株式会社ミスミ 人事部部長 パーカー・ハネフィン日本株式会社 カントリー人事マネジャー(現任) 公開買付者職務執行者(現任)	
計						

(2) 【経理の状況】

公開買付者は平成23年12月14日に設立された会社であり、本書提出日現在、設立後事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されていません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】 (平成24年1月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	30,107(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	30,107		
所有株券等の合計数	30,107		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】 (平成24年1月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計			
所有株券等の合計数			
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成24年1月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	30,107(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	30,107		
所有株券等の合計数	30,107		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成24年1月20日現在)

氏名又は名称	パーカー・ハネフィン・コーポレーション
住所又は所在地	アメリカ合衆国 44124 オハイオ州 カイヤホガ郡 メイフィールド・ハイツ パークランド・ブルーバード 6035
職業又は事業の内容	モーション・コントロールのテクノロジー及びシステムの製造
連絡先	連絡者 パーカー・ハネフィン日本株式会社 カントリー人事マネジャー 神崎 敏彦 連絡場所 東京都港区白金台三丁目2番10号白金台ビル2階 電話番号 03-6408-3912
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する法人

【所有株券等の数】

パーカー・ハネフィン・コーポレーション

(平成24年1月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	30,107(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	30,107		
所有株券等の合計数	30,107		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

本公開買付けにあたり、パーカーは公開買付者との間で、平成24年1月19日付で公開買付応募契約を締結し、パーカー保有分の全て（30,107,000株（所有割合にして56.49%））について本公開買付けに応募することについて合意しております。（当該応募について、充足される必要のある前提条件はありません。）

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者が公開買付期間中に自己株式を買い受けることがあります。この場合、対象者は市場価格にて当該自己株式を買い受ける意向です。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

- (1) 対象者との取引
該当事項はありません。
- (2) 役員との取引
該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、野村證券から取得した株式価値算定書、アシャースト法律事務所・外国法共同事業及びはばたき綜合法律事務所から得た法的助言、パーカー及び公開買付者を含むパーカーグループと利害関係を有しない対象者の社外監査役による意見書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年1月19日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した全取締役の全員一致で決議したとのことです。なお、対象者の取締役のうち、取締役リチャード・ベルズ氏は、パーカーから出向しており、取締役近藤義法氏及び同ホー・イーフェイ氏は、それぞれパーカー又はパーカーの関係会社の役員を兼務しているため、利益相反回避の観点から、対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加していないとのことです。

また、取締役会の定足数を確実に満たすという観点から、取締役島田千佳代氏は、対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議に参加しておりますが、パーカーの関係会社の元従業員であるため、利益相反回避の観点から、対象者としては、念のため、かかる審議及び決議に先立ち、まずはリチャード・ベルズ氏、近藤義法氏及びホー・イーフェイ氏のほか島田千佳代氏を除く3名の取締役（河淵健司氏、橋本隆氏及び高井紀夫氏）により審議及び決議を行った上で、島田千佳代氏を含む4名の取締役により審議及び決議を行うという2段階の手続を経ていたとのことです。その結果、いずれの審議及び決議においても、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を、審議及び決議に参加した全取締役の全員一致で決議したとのことです。

また、対象者の監査役のうち、監査役石川孝氏は、パーカーの関係会社の役員を兼任しているため、利益相反回避の観点から、本公開買付けに係る議案の審議には参加しておらず、かつ監査役石川孝氏を除く全監査役（中塚明久氏、馬目利昭氏及び高坂佳郁子氏）は、全員一致で対象者の取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

パーカーは、大正7年に米国オハイオ州（本社：クリーブランド）において設立された、モーション・コントロールのテクノロジー及びシステムにおいて世界トップシェアを誇るメーカーです。パーカーは、油圧機器、流体ホース継手、オートメーション機器、航空宇宙機器、フィルトレーション機器、環境機器、計装機器及びシール材の8つの世界規模の事業グループで構成されています。パーカーは、142の独立採算事業部門から構成され、340を超える拠点を有しています。現在、日本を含む47カ国でビジネスを展開しており、平成23年6月30日を期末とする会計年度には売上高123億ドル（約9,877億円（1ドル80円換算））を計上しました。パーカーは、長年に亘り強い財務実績と安定性を維持し、確固たる経営基盤を築きあげている企業として、その株主及び顧客に広く認識されており、お互いに支えあう企業文化を有し、顧客及び従業員から高い信頼を得ています。

パーカーは、現在、連結子会社である対象者と強固なビジネス関係を構築しております。対象者はパーカーのビジネス手法及びシステムの多くを採用しており、米国及び中国にある製造拠点の一部も共同利用しています。日本においても、パーカーは、販売子会社であるパーカー・ハネフィン日本株式会社といった、対象者と補完的な関係にある事業を有しています。

対象者は、大阪市において合名会社太陽鉄工所として昭和8年に設立されました。対象者は、紡績機械部品のメーカーから油圧機器、空気圧機器並びに自動車及び半導体関連の産業用機械のメーカーへと転換しています。平成5年、対象者は、戦略的成長を求め実施した投資の結果、過度の債務を抱え会社更生手続の適用を余儀なくされました。その後、無事に会社更生手続が終結し、現在では順調に事業を拡大しております。平成14年2月、パーカーと対象者は、資本業務提携を行い、パーカーは、対象者の40%の株式を保有する筆頭株主になりました。また、パーカーと対象者は、双方に有益な成長をもたらす共同マーケティングやリーン生産方式等の経営手法導入において協力を始め、平成19年6月には、対象者がパーカーの商標を無償で使用する権利を有する商標使用許諾契約を締結するとともに、海外においてパーカーの販売網を利用することにより、対象者製品を販売することを目的とした非独占での販売店及び代理店契約を締結しました。対象者は、平成20年3月に、東京証券取引所市場第二部への上場を果たし、パーカーは、所有割合にして56.49%を保有する株主になりました。対象者は、パーカーの連結子会社として、資本、業務の両面において友好な関係を築いてまいりました。パーカーは、対象者の現在の経営陣のリーダーシップを信頼し、支持しています。

対象者は、油圧と電気のハイブリッド商品である「あつかんサーボ」について発電設備業界、工作機械業界、電池業界等で新たな用途が開発され採用される等、新たなマーケットの開拓を進めております。また、鉄道車両や昨今の省エネ時代にマッチしたハイブリッド商品等、成長が見込まれる分野への需要拡大を図っております。顧客企業のグローバル化への対応としては、中国上海市にある機器製造・販売子会社に続き、平成23年6月に自動車製造設備機械装置の製造・販売を担う子会社「太派机械(天津)有限公司」を中国天津市に設立しました。これにより、日本や韓国の現地出資自動車メーカーから強く要望されていた中国での現地生産及び保守への対応が可能となり、成熟した国内の自動車製造業界に加えて、将来的には中国の自動車メーカーとのビジネスへの参入も視野に入れ、事業の拡大を目指しております。また、同社の設立によって対象者自身の為替変動による収益変動を緩和する対策が講じられております。

しかしながら、対象者は、リーマンショック以降の金融危機を背景とした受注の一時的な激減に見舞われ、更に、長引く景気の低迷、為替の円高傾向の継続、原材料価格の高騰懸念の中、平成23年に発生した東日本大震災の影響等による先行きの不透明さも相俟って、今後も自動車関連設備・一般産業機械・工作機械・製鉄機械等の各需要分野の変動に大きく影響を受ける可能性があります。対象者においては、国内需要の変動に左右されない強固な事業体質の構築と顧客のグローバル化に対応した生産・販売体制を更に強化していくことが、今後持続的な成長を果たしていくためには急務となっております。

平成20年3月の上場当時と比べても大きく変動したこのような状況の中、パーカーと対象者は、平成23年10月中旬頃から対象者における喫緊の経営課題及び国内市場の今後の不透明さを踏まえ、両者の企業価値向上策について協議を重ねてまいりました。その結果、パーカーと対象者は、かかる経営環境の中で対象者がパーカーの完全子会社となることが、以下に記載する理由により、対象者の企業価値を極大化し、ひいては、パーカーグループ全体の企業価値を拡大するために最善であるとの結論に至り、公開買付者は、平成24年1月19日に、本公開買付けを実施することを決定しました。

パーカーは、対象者の技術力及び各種取組みを高く評価しており、本完全子会社化により戦略策定、組織構築及び製品の共同開発を含め一層のシナジー効果を追求できるものと考えております。一方、パーカーは、対象者が事業を拡大するために有益な多くの製品や販売網を有していますが、現在の資本関係では、対象者がこれらのものを十分に活用することには限界があります。本完全子会社化の結果、対象者は、パーカーグループの一員として、技術の相互活用、特にパーカーの技術力を活用した対象者の製品開発、製品・サービスの相互拡充といった、より緊密な協働関係を築くことが可能となります。パーカーの多岐に亘る製品群、グローバルベースでの経営及び販売インフラが、対象者のブランド力及び確固たる経営基盤と結びつくことによって、現在の資本構成においては両者単独では実現できないような大きな成長機会を生み出すことが可能となります。対象者との間で長期にわたる良好な関係を続けた結果、パーカーは、本完全子会社化を通じて対象者とより効率的な経営関係を構築し、両者の能力を十分に引き出すことにより、対象者及びパーカーグループの双方が更に売上高・収益を拡大することができると考えております。

また、対象者としまでも、持続的成長に向け、国内需要に左右されない強固な事業体質の構築とグローバル対応といった喫緊の課題に対応するためには、何ら制約を受けることなく、技術の相互活用、特にパーカーの技術力を活用した対象者の製品開発、製品・サービスの相互拡充、パーカーの海外販売網を含めたグローバル経営資源の活用を、抜本的に進めることが不可欠と考えており、加えて、本完全子会社化によって、経営基盤強化のための戦略的投資、重複投資の回避、原材料・部品等の共同調達の一層の推進等、更なるシナジーの実現が可能になると考えているとのことです。また、パーカーグループ各社との協働関係を本完全子会社化により更に深化させることで、長期的な視点に基づく柔軟な経営戦略の策定及び遂行並びにこれらを機動的かつ柔軟に実現するための迅速な意思決定が可能になると考えているとのことです。

パーカーは、対象者を独立した事業体として存続させ、T A I Y Oという名称を継続使用する意向です。これはパーカーのブランド戦略に沿うものであり、パーカーがこれまで行ってきた過去の多数の買収においても同様の方法が採用されております。パーカーは、対象者が公開企業として培ってきた、市場や対象者の従業員におけるT A I Y Oというブランドの価値と強みを理解しており、本完全子会社化後も、T A I Y Oブランドを継続的に使用する予定にしております。また、本完全子会社化後の経営体制及び従業員の雇用等につきましては当面現状を維持する予定にしておりますが、これらを含め、詳細につきましては今後対象者と協議し、シナジーを最大化する最適な方法を決定していく予定にしております。本完全子会社化後も、対象者の従業員は、パーカーというトップクラスの公開企業のグループの一員であり続けます。本完全子会社化は、対象者の従業員にとっても、パーカーのグローバルなプレゼンスと規模、強固な財務基盤及び日本国内外における実績と高い成長見込み等に鑑み、より安定した将来と多くの活躍の機会を提供するものと考えております。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

対象者は本書提出日現在において公開買付者の最終的な親会社であるパーカーの連結子会社であること並びにパーカーと対象者の人事及び業務上の継続的な関係を勘案し、公開買付者及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するために以下のような措置を講じております。

独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するにあたり、パーカー及び公開買付者を含むパーカーグループ並びに対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に対し対象者株式の価値の算定を依頼し、平成24年1月18日にみずほ証券から提出された株式価値算定書を参考としております。なお、公開買付者は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。みずほ証券は、市場株価基準法及びDCF法を用いて対象者株式の価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価基準法	123円から139円
D C F 法	228円から259円

市場株価基準法では、平成24年1月18日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の直近の終値（139円）、直近1ヶ月間の終値の単純平均値、直近3ヶ月間の終値の単純平均値及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値（それぞれ、125円、123円、129円。（小数点以下を四捨五入））を基に、対象者株式1株当たりの価値の範囲を123円から139円までと分析しております。

D C F 法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの価値の範囲を228円から259円までと分析しております。

公開買付者は、みずほ証券から取得した株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成24年1月19日に本公開買付価格を1株当たり250円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格の1株当たり250円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成24年1月18日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値139円に対して79.9%（小数点以下第二位を四捨五入するものとし、以下本項の%の数値において同じとします。）、過去1ヶ月間（平成23年12月19日から平成24年1月18日まで）の終値の単純平均値125円（小数点以下を四捨五入するものとし、以下本項の%の数値において同じとします。）に対して100.0%、過去3ヶ月間（平成23年10月19日から平成24年1月18日まで）の終値の単純平均値123円に対して103.3%、過去6ヶ月間（平成23年7月19日から平成24年1月18日まで）の終値の単純平均値129円に対して93.8%のプレミアムをそれぞれ加えた額に相当します。また、本公開買付価格の1株当たり250円は、本書提出日の前営業日である平成24年1月19日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値135円に対して85.2%のプレミアムを加えた額に相当します。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、対象者並びにパーカー及び公開買付者を含むパーカーグループから独立した第三者算定機関としての財務アドバイザーである野村證券に対象者株式の価値の算定を依頼したとのことです。野村證券は、対象者株式について、市場株価平均法、類似会社比較法及びD C F 法による算定を行い、対象者は、平成24年1月19日に野村證券から株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

なお、野村證券による対象者株式の1株当たり株式価値の算定結果の概要は以下のとおりであるとのことです。

市場株価平均法	123円～140円
類似会社比較法	111円～272円
D C F 法	244円～373円

市場株価平均法では、平成24年1月17日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値140円、直近1週間の終値の平均値128円、直近1ヶ月間の終値の平均値124円、直近3ヶ月間の終値の平均値123円及び直近6ヶ月間の終値の平均値129円をもとに、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を123円から140円までと分析しているとのことです。

次に、類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を111円から272円までと分析しているとのことです。

最後に、DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を244円から373円までと分析しているとのことです。なお、DCF法において前提とした対象者の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでいないとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、対象者並びにパーカー及び公開買付者を含むパーカーグループから独立したリーガルアドバイザーとしてアシャースト法律事務所・外国法共同事業及びはばたき綜合法律事務所を選任し、本公開買付けに関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けたとのことです。

支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、対象者の支配株主であるパーカー及び公開買付者を含むパーカーグループと利害関係のない対象者の社外監査役である（東京証券取引所に独立役員として届出している）馬目利昭氏及び高坂佳郁子氏に対し、本完全子会社化に係る対象者による決定が対象者の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問したとのことです。

馬目利昭氏及び高坂佳郁子氏は、上記諮問事項について対象者から本完全子会社化に係る公開買付者の提案内容について説明を受け、検討の結果、平成24年1月19日に対象者に対し、(a)本完全子会社化は、対象者とパーカーがより効率的な経営関係を構築することにより、持続的成長に向け、国内需要に左右されない強固な事業体質の構築とグローバル対応といった喫緊の課題に対応し、何ら制約を受けることなく、技術の相互活用、特にパーカーの技術力を活用した対象者の製品開発、製品・サービスの相互拡充、パーカーのグローバル経営資源の活用を、抜本的に進めることに加えて、経営基盤強化のための戦略的投資、重複投資の回避、原材料・部品等の共同調達の一層の推進等、更なるシナジーの実現を目的とするものであって、対象者の企業価値向上に資するものであり、(b)「(3)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」に記載の各措置が講じられる等、本完全子会社化に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c)そのような公正な手続を経て本完全子会社化に係る対象者による決定が行われており少数株主の利益への合理的な配慮がなされている等の理由から、本完全子会社化に関する対象者の決定は対象者の少数株主にとって不利益なものでないと判断する旨を内容とする意見書を提出したとのことです。

利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、野村證券から取得した株式価値算定書、アシャースト法律事務所・外国法共同事業及びはばたき綜合法律事務所から得た法的助言、パーカー及び公開買付者を含むパーカーグループと利害関係を有しない対象者の社外監査役による意見書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年1月19日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した全取締役の全員一致で決議したとのことです。なお、対象者の取締役のうち、取締役リチャード・ペルズ氏は、パーカーから出向しており、取締役近藤義法氏及び同ホー・イーフェイ氏は、それぞれパーカー又はパーカーの関係会社の役員を兼務しているため、利益相反回避の観点から、対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加していないとのことです。

また、取締役会の定足数を確実に満たすという観点から、取締役島田千佳代氏は、対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議に参加しておりますが、パーカーの関係会社の元従業員であるため、利益相反回避の観点から、対象者としては、念のため、かかる審議及び決議に先立ち、まずはリチャード・ペルズ氏、近藤義法氏及びホー・イーフェイ氏のほか島田千佳代氏を除く3名の取締役（河淵健司氏、橋本隆氏及び高井紀夫氏）により審議及び決議を行った上で、島田千佳代氏を含む4名の取締役により審議及び決議を行うという2段階の手続を経ているとのことです。その結果、いずれの審議及び決議においても、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を、審議及び決議に参加した全取締役の全員一致で決議したとのことです。

また、対象者の監査役のうち、監査役石川孝氏は、パーカーの関係会社の役員を兼任しているため、利益相反回避の観点から、本公開買付けに係る議案の審議には参加しておらず、かつ監査役石川孝氏を除く全監査役（中塚明久氏、馬目利昭氏及び高坂佳郁子氏）は、全員一致で対象者の取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、32営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性をも担保しております。また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っておらず、上記公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保にも配慮しております。

買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限（41,700,032株）を設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。買付予定数の下限（41,700,032株）は、対象者が平成23年11月2日に提出した「第81期第1四半期報告書」に記載された平成23年9月20日現在の発行済株式総数（53,296,100株）から対象者が平成23年10月18日に公表した「平成24年6月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された対象者が平成23年9月20日現在保有する自己株式数（3,037株）及び本公開買付けに応募することに同意しているパーカー保有分（30,107,000株）を控除した株式数（23,186,063株）の過半数に相当する株式数にパーカー保有分を加えた株式数（41,700,032株（小数点以下四捨五入）、所有割合にして78.25%）に設定されております。このように、公開買付者はパーカー保有分を除く株主の皆様から株式数にして過半数の賛同を得られない場合には本公開買付けが成立しないものとし、対象者の少数株主の皆様の意思を重視しております。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

(単位：千円)

決算年月	平成21年3月期 (第78期)	平成22年3月期 (第79期)	平成23年6月期 (第80期)
売上高	19,467,034	11,915,303	19,711,902
売上原価	15,584,956	9,983,712	15,031,653
販売費及び一般管理費	3,298,038	2,664,118	3,479,791
営業外収益	140,179	408,332	398,212
営業外費用	115,126	89,757	194,462
当期純利益(当期純損失)	247,410	549,029	662,719

決算年月	(第81期) 第1四半期累計期間
売上高	4,739,302
売上原価	3,513,992
販売費及び一般管理費	835,683
営業外収益	29,214
営業外費用	50,985
四半期純利益(四半期純損失)	214,763

(注1) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 第80期は、決算期変更により平成22年3月21日から平成23年6月20日までの15ヶ月間となっております。

(注3) 上記(注1)及び(注2)を含みます。)は、対象者の第78期有価証券報告書(平成21年6月19日提出)、第79期有価証券報告書(平成22年6月14日提出)、第80期有価証券報告書(平成23年9月16日提出)及び第81期第1四半期報告書(平成23年11月2日提出)より引用しています。

(注4) 対象者は四半期連結財務諸表を作成しているため、平成24年6月期(第81期)については、第81期第1四半期報告書(平成23年11月2日提出)に記載された四半期連結財務諸表に基づいて作成しております。

(注5) 対象者は、公開買付期間中である平成24年2月2日に、第81期第2四半期に係る四半期報告書を提出する予定であるとのことです。

(2) 【1株当たりの状況】

(単位：円)

決算年月	平成21年3月期 (第78期)	平成22年3月期 (第79期)	平成23年6月期 (第80期)
1株当たり当期純損益	4.68	10.30	12.44
1株当たり配当額	3.00		3.00
1株当たり純資産額	265.79	254.45	265.88

決算年月	(第81期) 第1四半期累計期間
1株当たり四半期純損益	4.03
1株当たり配当額	
1株当たり純資産額	

(注1) 上記は、対象者の第78期有価証券報告書(平成21年6月19日提出)、第79期有価証券報告書(平成22年6月14日提出)、第80期有価証券報告書(平成23年9月16日提出)及び第81期第1四半期報告書(平成23年11月2日提出)より引用しています。

(注2) 対象者は四半期連結財務諸表を作成しているため、平成24年6月期(第81期)については、第81期第1四半期報告書(平成23年11月2日提出)に記載された四半期連結財務諸表に基づいて作成しております。

(注3) 対象者は、公開買付期間中である平成24年2月2日に、第81期第2四半期に係る四半期報告書を提出する予定であるとのことです。

2 【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社東京証券取引所 市場第二部						
	平成23年 7月	平成23年 8月	平成23年 9月	平成23年 10月	平成23年 11月	平成23年 12月	平成24年 1月
最高株価(円)	163	157	137	128	127	131	146
最低株価(円)	153	121	115	113	109	117	120

(注) 平成24年1月については、1月19日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成23年6月20日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）		3	27	31	26	1	1,959	2,047	
所有株式数（単位）		1,292	863	3,577	31,458	12	16,071	53,273	23,100
所有株式数の割合（%）		2.43	1.62	6.71	59.05	0.02	30.17	100.00	

(注1) 自己株式2,460株は、「個人その他」に2単元及び「単元未満株式の状況」に460株を含めて記載しております。

(注2) 上記（（注1）を含みます。）は、対象者の第80期有価証券報告書（平成23年9月16日提出）より引用しています。

(2)【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成23年6月20日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
パーカー・ハネフィン・コーポレーション (常任代理人 パーカー・ハネフィン日本株式会社)	6035 PARKLAND BOULEVARD CLEVELAND, OH 44124-4141 U.S.A. (東京都港区白金台3丁目2番10号)	30,107	56.49
T A I Y O従業員持株会	大阪市東淀川区北江口1丁目1番1号	5,248	9.85
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	1,000	1.88
西日本エア・ウォーター物流株式会社	大阪府摂津市鳥飼上3丁目5番3号	700	1.31
株式会社エス・サイエンス	東京都中央区銀座8丁目9番13号	620	1.16
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4 A 2BB UNITED K (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	579	1.09
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UK (東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー)	412	0.77
住商鋼管株式会社	東京都中央区新富2丁目15番5号	409	0.77
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	283	0.53
摂津機電株式会社	大阪府高槻市唐崎南1丁目1番3号	270	0.51
計		39,630	74.36

(注1) 平成22年度末(平成22年3月20日)現在主要株主であったT A I Y O従業員持株会は、平成23年度末(平成23年6月20日)では主要株主ではなくなっております。

(注2) 上記((注1)を含みます。)は、対象者の第80期有価証券報告書(平成23年9月16日提出)より引用しています。ただし、対象者の第80期有価証券報告書(平成23年9月16日提出)の記載中「前事業年度末」、「当事業年度末」とあるものについては、便宜上それぞれ「平成22年度末(平成22年3月20日)」、「平成23年度末(平成23年6月20日)」と記載しております。

(注3) 対象者は、公開買付期間中である平成24年2月2日に、第81期第2四半期に係る四半期報告書を提出する予定であるとのことです。

【役員】

平成23年9月16日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
河淵 健司	代表取締役社長		87	0.16
橋本 隆	常務取締役	戦略事業開発本部長 兼 事業開発部長	65	0.12
島田 千佳代	常務取締役	経営本部長兼経営企画部長		
高井 紀夫	取締役	人事本部長	69	0.13
リチャード・ベルズ	取締役	油圧ビジネスユニット長		
近藤 義法	取締役			
ホー・イーフェイ	取締役			
中塚 明久	常勤監査役		55	0.10
石川 孝	監査役			
馬目 利昭	監査役			
高坂 佳郁子	監査役			
計			276	0.52

(注1) 取締役近藤義法氏及びホー・イーフェイ氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注2) 監査役石川孝氏及び馬目利昭氏並びに高坂佳郁子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注3) 対象者は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の所有株式数は次のとおりであります。

氏名	所有株式数 (千株)	発行済株式の総数に に対する所有株式数の 割合(%)
的場 博	5	0.01

(注4) 上記(注1)から(注3)までを含みます。ただし、「発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)」は除きます。(注5)は対象者の第80期有価証券報告書(平成23年9月16日提出)より引用しています。ただし、対象者の第80期有価証券報告書(平成23年9月16日)の記載中「当社」とあるものについては、便宜上「対象者」と記載しております。

(注5) 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しています。

(注6) 対象者の第81期第1四半期報告書(平成23年11月2日提出)によると、第81期有価証券報告書の提出日後、当該四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はないとのことです。

(注7) 対象者は、公開買付期間中である平成24年2月2日に、第81期第2四半期に係る四半期報告書を提出する予定であるとのことです。

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

【四半期報告書又は半期報告書】

【臨時報告書】

【訂正報告書】

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

5 【その他】

(1) 平成24年6月期第2四半期連結決算短信

対象者は、平成24年1月19日に、東京証券取引所において「平成24年6月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく、対象者の連結損益状況の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

損益の状況（連結）

決算年月	平成24年6月期 (第81期)第2四半期連結累計期間
売上高	8,833,423千円
売上原価	6,582,915千円
販売費及び一般管理費	1,647,424千円
営業外収益	46,688千円
営業外費用	45,093千円
四半期純利益	298,829千円

1株当たりの状況（連結）

決算年月	平成24年6月期 (第81期)第2四半期連結累計期間
1株当たり四半期純利益	5.61円
1株当たり配当額	2円
1株当たり純資産額	293.77円

(注) 対象者によれば、対象者は、公開買付期間中である平成24年2月2日に、第81期第2四半期報告書を提出する予定であるとのことです。

(2) 業績予想の修正

対象者は、平成24年1月19日に、東京証券取引所において「第2四半期連結累計期間の業績予想値と実績値との差異及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく、対象者の業績予想の修正の概要は、以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

平成24年6月期第2四半期連結累計期間の業績予想値と実績値との差異（平成23年6月21日～平成23年12月20日）

（単位：百万円、％）

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり 四半期純利益
前回発表予想（A）	9,000	660	680	410	7円69銭
今回実績（B）	8,833	603	604	298	5円61銭
差異額（B - A）	167	57	76	112	-
差異率（％）	1.9	8.6	11.1	27.1	-
（ご参考）前期第2四半期実績（平成23年6月期第2四半期）	8,360	472	520	274	5円15銭

平成24年6月期通期連結業績予想の修正（平成23年6月21日～平成24年6月20日）

（単位：百万円、％）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回発表予想（A）	17,900	1,370	1,430	850	15円95銭
今回修正予想（B）	18,000	1,200	1,150	620	11円63銭
増減額（B - A）	100	170	280	230	-
増減率（％）	0.6	12.4	19.6	27.1	-
（ご参考）前期実績（平成23年6月期）	21,438	1,391	1,456	809	15円19銭

（注）平成23年6月期は、3月決算から6月決算へ決算期を変更したことに伴い15ヶ月の変則決算となっております。

修正の理由

(イ) 平成24年6月期第2四半期連結累計期間の業績予想値と実績値との差異

機器事業は、中国をはじめとする新興国向けの輸出に支えられた工作機械や一般産業機械向けの油空圧機器は堅調に推移いたしました。また、特注油圧機器も、電力関連や製鉄機械向けの需要が伸びたことにより堅調に推移いたしました。

装置事業は、国内における自動車設備の新規引き合いは依然として低迷した状態ではありますが、海外、特に中国や韓国の自動車メーカーの設備投資は引き続き堅調に推移しております。しかしながら一部の海外物件において追加工事の発生に伴い、製造原価が受注金額を上回る結果となり、営業利益は大きくマイナスとなりました。一方、デジタル家電の出荷減による半導体需要の伸び悩みにより、半導体製造メーカーの設備投資は引き続き低調に推移いたしました。

また、平成24年4月1日以降開始事業年度より法人税率が引き下げられたことに伴い、繰延税金資産が取り崩されたことにより法人税等調整額が増加し、当期純利益が減少することになりました。

(ロ) 平成24年6月期通期連結業績予想の修正

機器事業は、工作機械や一般産機向けの油空圧機器及び電力関連や製鉄機械向け特注油圧機器の需要は堅調に推移するものの、鉄道車両向け空気圧機器は低迷するものと予測しております。

装置事業は、上期に引き続き円高によるドル建て受注残の実質受注価格の低下により利益減が予想されます。また、半導体製造装置は、メモリー関連の設備投資は動き出したものの、大幅に回復するには至らないと予測しております。

なお、今後の市況や顧客動向、経済情勢の動向等が、業績に影響を及ぼす場合には、開示基準に従って速やかに開示いたします。

(注) 上記の予想数値は、本資料の発行日現在において入手可能な情報に基づいて算出しており、実際の業績は、今後様々な要因によって異なる結果となる可能性があります。